

地本定期大会

9月6日(土)

地本事務所



県労連主催で「集団的自衛権」についての学習会が、8月2日新潟市「NSG総合プラザ」で開催され講師に新潟合同法律事務所・齋藤裕弁護士から講演がありました。講演は約1時間でしたが、わかりやすい内容でした。

対話で解決をめぐることが先決

恒久平和主義について

憲法9条1項は、武力は禁止されていること。2項は、戦力の不保持、交戦権の否認。国際的に認められている。

2項の戦力不保持は、世界的にも進んでいる。平和主義。憲法9条2項は、自衛戦争は認め、侵略戦争は、ほとんど禁止している。自衛隊を作ったのは、なし崩しになっている。

平和的生存権。国外派遣など憲法9条違反。それによって自衛隊の行動も制限がある。憲法9条2項は最も重要だ。平和主義。



NO. 825
発行
2014年
8月15日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
上石 昌彦
編集責任者
教 宣 部

学習会
集団的自衛権
講演 齋藤裕弁護士

平和的解決を進める

国連憲章。平和的解決を進める(2条3項)。武力による威嚇又は武力の行使を慎むべき(2条4項)。安保理事会による軍事的措置(43条) ↓ 行使されたことは無い。



自衛権(51条)は個別自衛権だったが、アメリカが集団的自衛権を認めさせた。アメリカ州における集団的自衛権を認めるチャペルテック会議の維持。

安保理事会抜きに對ソ軍事行動を取りたいアメリカの要求により導入された。英仏の後半的自衛権にも反対し武力攻撃要件が入れられた。

自衛権について

自国を防衛する・自分を守るため。憲法上、自衛権は認める。集

集団的自衛権の事例

- 1965年～アメリカは南ベトナム政府からの要請があったとして北爆開始。内戦への干渉の疑い。
 - 1979年～ソ連がアフガン侵攻。ソ連はアフガン政府の要請に基づく主張。
 - 1979年～ニカラグアに親社会主義的政権誕生。アメリカは反政府勢力コントラ支援のため機雷設置などを行う。国際司法裁判所は集団的自衛権の行使であることを否定。
 - 1980年～チャド内戦に際し、リビアがグクー二政権の要請に基づき派兵。その後、反体制勢力であるハブレが政権を取り、その要請でフランス派兵。
 - 1992年～タジキスタンは本格的内戦に突入。ロシアは、反政府勢力による攻撃を侵略とみなし、集団的自衛権としてタジキスタン政府に軍事援助。
 - 2001年・9・11の同時多発テロを受け、アメリカがタリバン政権に軍事行動。
- ★集団的自衛権の名目で内政干渉が行われてきたのではないかな★



国連憲章上の位置づけ 集団的自衛権の要件

- ① 武力攻撃の存在
- ② 反撃行為の必要性
- ③ 武力攻撃と当該反撃行為との間の均衡性
- ④ 被攻撃国による攻撃事実の宣言
- ⑤ その被攻撃国からの支援要請

集団的自衛権は国際的、政治的背景から難しい。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する国際法上の権利。何が正当なのかわからない場合がある。



行使をしたことに対して正当化するために作った集団的自衛権。集団的自衛権の名目で内政干渉が行われてきたのではないかな。

集団的安全保障として実施されたことがない

安全保障理事会で国連の手続きが遅いため、国連の集団的安全保障は集団的安全保障が作動するまでの暫定措置。

集団的安全保障は諸国が互いに武力の行使や不可侵を約束し、侵略などによりこれが破られた場合には他のすべての国が被害を受けた国を助け、一致団結して、違反した加害国に制裁を課して侵略を排除する方式。



集団的自衛権行使の必要性

アジア情勢・同盟国との関係を考える。基本は対話で解決を目指すことが先決だ。

集団的自衛権による日米軍事同盟強化が、かえって紛争の引き金を起こしかねない。近隣諸国との関係の強化を。

アメリカは安保条約5条で日本の防衛義務を負っている。日本は米国の基地を提供しているのに集団的自衛権では、わりが合わないことになる。



今後の立法

- 閣議決定～国内の法制を速やかに整備するとしている。
- 自衛隊法 集団的自衛権の根拠規定 手続き規定必要。
- 武力攻撃事態法
- 周辺事態法
- PKO法



閣議決定 2014・7・1

集団的自衛権の説明内容が曖昧抽象的だ。限定的に行使するとしても相手は納得しない。攻撃すれば、その時、相手は全面的に攻撃してくる。

「我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」等における必要最小限度の行使を「自衛のための措置」として憲法上許容されるものとして集団的自衛権の行使を容認した。

限定的に行使しこの内容は秘密保護法によって隠される。重要な問題が一部だけで判断される。憲法による権力の濫用をしるる立法主義にも違反する。

集団的自衛権 事例ごとの検討

- シーレーンでの機雷除去

武力闘争下の機雷掃海活動は武力の行使。日本に対する武力行使を前提としないので、憲法上許されない。飛行機などからの攻撃を受けながら、イージス艦などが相手方飛行機を攻撃しつつ活動。日本が戦争に巻き込まれる危険性あり。

そもそも、そんなところを民間船舶が航行するか。損傷しても保険金も出ない。機雷除去してもまたまかれる↓必要性は？。

ホルムズ海峡を封鎖されても、パイプラインを経て紅海からの輸送も可能。

- 米国に向けられた弾道ミサイルの破壊、基地攻撃

集団的自衛権であり認められない。そもそも技術的に困難。基地の先制攻撃は国際法違反の可能性も、日本が標的になる、車載移動式や地下内にあるので効果うすい。

アメリカ相手に弾道ミサイル打ち込みは自国の破壊↓この国がそんなことするのか。

ミサイル遊撃は発射国へ宣戦布告を意味する。北朝鮮からアメリカ本土に弾道ミサイルを撃つとき、日本上空は通らず、ロシア上空を通る↓そんなものを打ち落としたりロシアとの戦争になる。



国際協力 事例ごとの検討

- 駆けつけ警護

他国軍隊等への駆けつけ警護における武器使用↓自衛の場合にしか認められないとの解釈との距離が大きいです。

NGOからの軍隊との連携はかえって危険との意見も。

グレイゾーン 事例ごとの検討

- グレイゾーン

武力攻撃に至らない場合に警察活動を超えて自衛隊を活用できるかという問題。

- 離島等で武装集団が不法行為を行う場合

海上保安庁による活動で対応可能。それでダメなら海上自衛隊の海上警備行動(船体にたいする射撃可能)で対応可能。尖閣諸島のことを言っているのであれば、海上保安庁の大型巡視船複数が巡視警戒活動を行っているの、対応可能なはず。離島での警察権行使も可能。

安本法制懇の問題意識は自衛隊による海上警備行動では時機に失する可能性があり、手続きの迅速化が必要↓現行では、内閣総理大臣の承認だけでよい。それ以上緩和させ、現場に権限をゆだねるのが狙い。それは現場が暴走する危険がある。

